

電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2013

1. これまでの経緯

1.1 総務省では、2003年度から、電気通信事業分野に関する市場の競争状況を分析・評価し、政策の展開に反映するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）を実施している。本評価では、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」¹で定めた基本的な考え方にとりて「電気通信事業分野における競争評価に関する実施細目」（以下「実施細目」という。）を毎年度策定し、その実施細目に基づき、次の手順により競争評価の具体的な作業を開始することとしている。

- ① 評価対象とすべき市場の範囲を決定する「市場画定」
- ② 各サービスの需要側及び供給側からの「情報収集」
- ③ 画定した市場の競争状況の「分析・評価」

1.2 近年の動向として、2011年度には移動系通信のブロードバンド化やF T T Hサービスの普及を踏まえ、競争評価 2011 において対象領域・市場の再構成を行った。例えば、従来の移動体通信領域を移動系のデータ通信市場と音声通信市場として画定するとともに、従来のインターネット接続領域を固定系ブロードバンド市場と I S P市場に再編するなどの変更を行った。

次いで2012年度には、2011年度の枠組を維持しつつ、L T E（3.9G）やB W Aサービスの急成長を考慮した「移動系超高速ブロードバンド市場」を移動系データ通信市場の部分市場とした。また、電気通信サービスの多様化・複雑化に対応し、サービス品質やサービス変更コスト等の定点的評価に関する基本データを充実させるとともに、「市場間の連携サービスの利用動向」等を戦略的評価のテーマに取り上げた。

1.3 2011年12月に公表された情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」において、「公正競争レビュー制度²における料金や市場シェアの推移状況等の検証に当たり、競争評価における分析結果を有効に活用すべきである」とあるほか、「競争評価における戦略的評価のテーマとして、公正競争レビュー制度に基づく検証を補足する事項を必要に応じて分析・評価するのが望ましい」とされている。競争評価 2012 においては、2012年度から運用が開始された公正競争レビュー制度と連携しつつ、具体的な分析・評価を行っている³。

¹ 「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」は、競争評価の試行段階である第一期（2003年度～2005年度）においては毎年度改定していたが、現在の定点的評価（毎年度継続して評価）及び戦略的評価（各年度において特定のテーマに焦点を当てて評価）の仕組が確立した第二期（2006年度～2008年度）の2006年度改定時に中期的な計画（3カ年）として位置づけた後、第三期（2009年度以降）の2009年度改定において、急速な市場の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じ（期間を定めず）見直しを行うこととしている。

² 公正競争レビュー制度の運用に係る方針については、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」（平成24年5月公表）に示しているとおりである。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000236417.pdf

³ 平成24年5月に実施した公正競争レビュー制度に基づく暫定検証において移動体データ通信サービスの契約数を正確に把握することができないなど、近年の電気通信市場の変化に伴い、これらの分析に必要な報告内容に不足が生じて

2. 2013年度の戦略的評価の実施方針

- 2.1 競争評価の中の戦略的評価は、競争政策との機動的な連携を図る観点から特定のテーマに焦点を当てた分析を行うものとして2006年度から実施しているものである。本年6月に公表された日本再興戦略において、「料金低廉化・サービス多様化のための情報通信分野の競争政策の見直し」について、公正競争レビュー制度による検証プロセスを実施し、2013年度中に検討課題を洗い出した上で、2014年中に一定の結論を得ることとされているところ、本戦略的評価の分析・評価の過程と結果については、公正競争レビューのほかこの競争政策の検証・見直しにおいても、必要に応じて活用されることとなる。
- 2.2 このような競争政策の検証・見直しの状況を踏まえ、2013年度の戦略的評価のテーマは、以下の(1)から(3)とする。なお、戦略的評価の成果については、可能な限り機動的に定点的評価に反映することとする。

(1) 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析

- 2.3 2012年度には、KDDIによるJ:COMへの出資比率引き上げとソフトバンクによるイー・アクセスへの出資に代表される、電気通信事業者の再編の動きが見られた。このグループ化と同時並行で、KDDIとCATV各社等による移動系・固定系で連携した通信サービスである「auスマートバリュー」や、ソフトバンクが資本関係を有する事業者のネットワークを利用した「Softbank 4G」など、同一企業グループ内の連携サービスの普及が進んだ。また、NTTグループの各事業会社(NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ)は、2012年7月以降、それぞれ提供する電気通信支援役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管した上で「おまとめ請求」という連携サービスを開始している。
- 2.4 2013年度からは、KDDIがJ:COMを、ソフトバンクがワイヤレス・シティ・プランニング、イー・アクセス及びウィルコムをそれぞれ連結子会社とするなど、電気通信事業者のグループ化の動きがより顕著になっている。さらに、企業グループ内におけるネットワークの相互利用や商品・サービスの差別化が進んでおり、競争評価においてグループ別の市場シェア等を取り上げていく必要性は高まっている。そこで、戦略的評価の中で企業グループ内の連携サービス等のうち主要なものを分析対象とするとともに、グループ単位での市場シェアの算定を行うこととする。その際、同一グループ内の事業者間の取引による連携サービスにあっては契約数を重複して計上してしまう可能性があることから、所要の控除を行うこととする。
- 2.5 移動系通信市場では、もとより電波資源の有限・希少性から携帯電話、PHS、BWAといった事業領域に他社からの回線提供を受けずに直接参入ができるMNOの事業者数が限られ、寡占の生じやすい分野である。そうした同市場の特殊性にかんがみ、MNO間のサービス品質・競争に大きな影響を及ぼす周波数の保有状況を考慮するほか、MNOから通信回線の提供を受けて事業を営むMVNOが数多く存在する現状を踏まえ、MNOと同一グループに属するMVNO (MN

いることから、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の所要の改正を行ったところである(2013年2月に公布・施行)。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000192056.pdf

○でもあるMVNOを含む。)の契約数の取扱いを検討する必要がある。

2.6 なお、競争評価 2012 の戦略的評価の中で、市場間の連携サービスの利用動向を取り上げたところ、KDDIとCATV各社等による「auスマートバリュー」に代表される「移動系通信+固定系通信」の連携サービスとそれに伴う料金割引制度の導入は、顧客誘引に一定の成果を上げている。それに対し、他の事業者は同様のサービスの展開や個別サービスの長期割引の強化を図る等の対抗策を打ち出している。

2.7 2013年度においても、連携サービスについて、企業グループ内の料金請求業務の統合等を含め、分析の対象とする。具体的には、この「移動系通信+固定系通信」の連携サービスの新展開について、同サービスの顧客に対する訴求力の計量的な把握を行うこととする。このようなバンドル割引サービス(一種の非線形料金)が寡占的な産業構造に与える効果に関しては、その実例が不十分であり競争政策に有効な検証を行うことが必要となる。

さらにその分析を通じて、企業グループによる「移動系通信+固定系通信」の連携サービスに係る環境条件についても検証する。

(2) 地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析

2.8 超高速ブロードバンドの代表的なサービスであるFTTHの競争状況を東日本と西日本に分けて見た場合、NTT東西、KDDIグループ及び電力系事業者の三者の合計シェアが90%超であることが東・西日本で共通するものの、首位のNTT東西のシェア、2位以下の事業者名、市場集中度(HHI)など、多くの点で両者の競争状況は異なる。

2.9 2012年度の評価では、さらに東・西の分類から掘り下げて都道府県別のFTTHサービスの競争状況について、設備競争や事業者間取引に関する分析を実施した。その結果、NTT東西の対抗軸となる電力系通信事業者が光ファイバを整備して設備競争が活発に行われているか、全国的に2位又は3位の事業者であるKDDIが事業者間取引を通じて一定のシェアを確保しているかといった点で、各都道府県の競争状況は相異なる一方で、同一の地域ブロック内の都府県同士では競争状況に類似点が見られた。

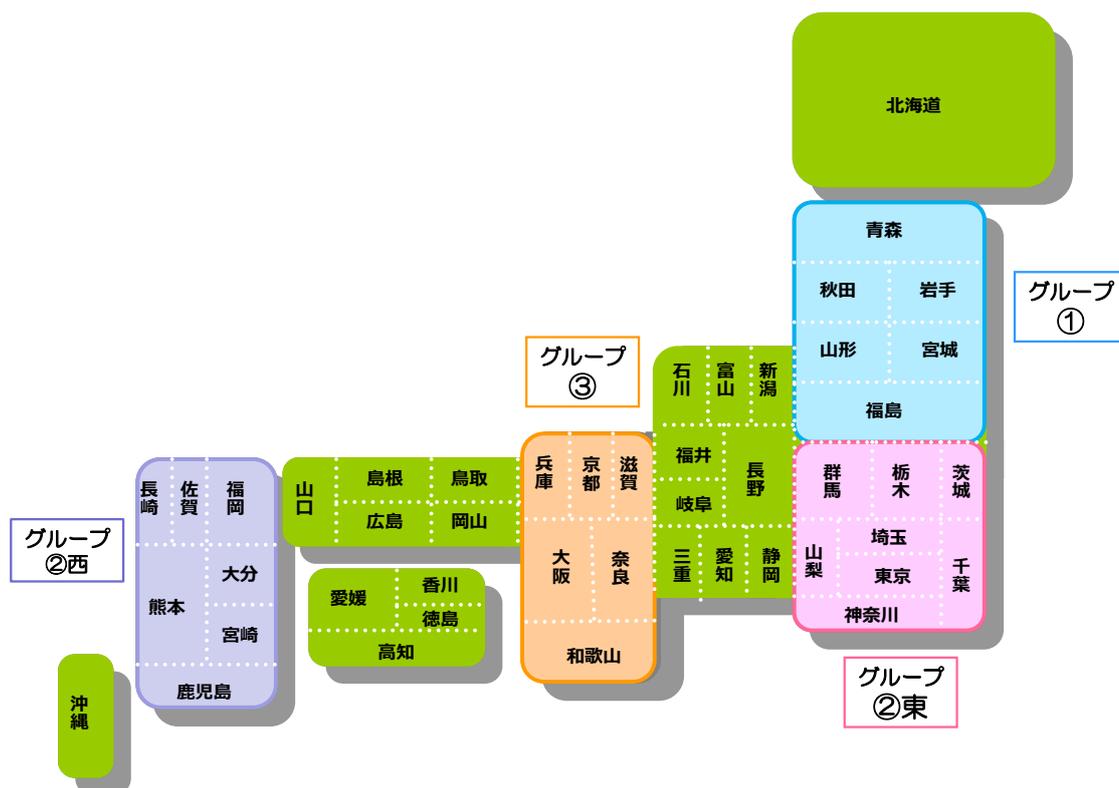
2.10 2013年度の戦略的評価においては、このような競争状況の異なる4つのブロックを取り上げてその中の超高速ブロードバンドサービスの分析を行う。分析の指標としては、設備競争の結果である加入者系光ファイバ回線数のシェアや、加入者系光ファイバの事業者間取引の結果であるNTT東西の回線貸出率・貸出数といった従来から利用してきたもののほか、地域におけるFTTHサービスの提供事業者数、カバー率等の新たな勘案要素を導入する。

名	HHI	におけるグループ (※)	ブロックの特徴等
東北	7912	グループ①	<ul style="list-style-type: none"> ・6県（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島） ・NTT東西のシェアが高い。 ・自治体IRUによる提供率が高い。
関東	5942	グループ②東	<ul style="list-style-type: none"> ・1都7県（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨） ・NTT東西の貸出回線数が多く、事業者間取引が活発
九州	5490	グループ②西	<ul style="list-style-type: none"> ・7県（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島） ・基盤利用率が低い。
近畿	4204	グループ③	<ul style="list-style-type: none"> ・2府4県（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山） ・電力系事業者のシェアが高く、設備競争が活発。

※ 競争評価2012では、都道府県別のHHIが7500以上の場合はグループ①、5000以上7500未満の場合はグループ②、5000未満の場合はグループ③に各都道府県を分類した。上表中「東北」ブロックに属する宮城県は、都道府県別の分類ではグループ②に属していたが、同県以外は所属ブロックと同一のグループに分類される。

2.11 なお、各地域ブロック内には、FTTHの提供事業者数が限られる地域やFTTH整備が困難な条件不利地域が存在する。当該地域については、FTTH以外の超高速ブロードバンドサービスであるCATVインターネット（30Mbps以上）や、BWA、LTE（3.9G）といったものを含めた分析を行うが、それらのサービスがカバーエリアや通信品質等の面でFTTHを十分に代替しうるものであるかに留意する必要がある。その結果を踏まえ、今後の固定系超高速ブロードバンドの取扱いについて検討を行う。

【超高速ブロードバンドサービスの分析対象となる4つのブロック】



(3) 固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析（競争評価 2012 からの継続）

- 2.12 近年、移動系データ通信のサービス形態において、回線サービスのみならず、コンテンツ、SNS、動画配信や音楽配信等のプラットフォーム、端末といったネットワーク以外の上位・下位レイヤーのサービスとの連携が進展している。
- 2.13 このような実態を踏まえ、利用者の急増が著しいプラットフォームをはじめとする上位レイヤーの動向を把握する観点から、競争評価 2012 に引き続き、「固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析」を行う。
特に、上位レイヤーにおいて、消費者情報を収集し、個々人毎に差別化されたサービスを提供する事例が広く見られるようになっている点に注目し、こうしたサービスが上位レイヤー企業間での競争に与える影響を調査するほか、消費者の情報収集に対する反応を把握する観点から、消費者のプライバシー意識に関する調査も併せて行う。

3. 2013 年度の定点的評価の実施方針

3-1 市場の画定

3.1 2012年度の評価では、「データ通信」、「音声通信」、「法人向けネットワーク」の3領域について、①移動系データ通信市場、②移動系音声通信市場、③固定系ブロードバンド市場、④ISP市場、⑤固定電話市場、⑥050-IP電話市場、⑦WANサービス市場といった市場を画定した上で、⑧移動系超高速ブロードバンド市場、⑨FTTH市場などの部分市場を設定して、⑧を除くそれぞれの市場の分析・評価を行った。

3.2 2013年度においては、2012年度のサービス市場と部分市場の枠組を原則として維持する⁴。その一方で、市場集中度（HHI）が低く明らかに競争的な市場である場合又は利用者が他の類似サービスへの移行が顕著で規模が相対的に小さい市場である場合には分析のみを行うことを原則とする。すなわち、前述の④ISP市場、⑥050-IP電話市場及び⑦WANサービス市場を評価の対象外とすることが考えられる。ただし、戦略的評価の結果を踏まえて市場の分析指標を企業グループ単位で算定する場合の市場シェア等の変動を考慮し、⑦については2013年度も評価対象として取り扱う。

なお、事業者間取引に関するデータに位置づけられる基本データについて、小売市場に関するデータとは区別して分析を行うこととする。

【サービス市場の概況】

領域	サービス市場	データ	評価	備考
----	--------	-----	----	----

⁴ ここで競争評価2012の枠組を「原則として維持する」としているのは、競争評価が取り扱う電気通信市場分野は変化が著しい分野であることから、市場の画定や分析・評価の具体的な在り方については、来年度以降も適時適切に見直しを行い、柔軟に対応していくことが必要だからである。

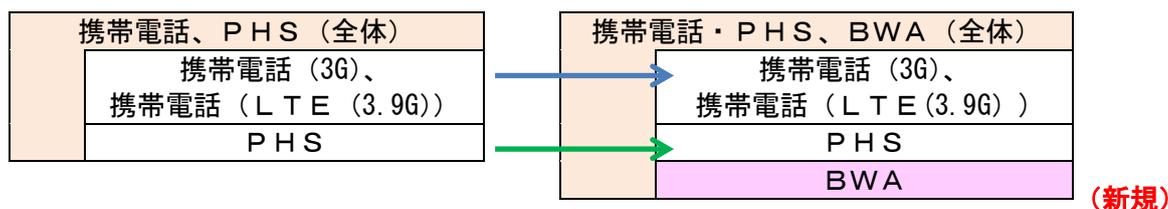
		収集・分析			
データ通信	移動系	携帯電話(3G)、携帯電話(LTE(3.9G))、PHS、BWA、	○	○	
		移動系超高速ブロードバンド(BWA、携帯電話(LTE(3.9G)))	○	○	2012年度導入
	固定系	固定系ブロードバンド (FTTH、ADSL、CATVインターネット)	○	○	
		FTTH	○	○	2010年度導入
		ADSL	○	×	2011年度から評価対象外 資料編にデータ掲載
		CATVインターネット	○	×	2011年度から評価対象外 資料編にデータ掲載
		ナローバンド(ダイヤルアップ、ISDN)	×	×	従来から対象外
ISP	インターネット接続サービス	○	×	2013年度から評価対象外 資料編にデータ掲載	
音声通信	移動系	携帯電話、PHS、ソフトフォン	○	○	
	固定系	固定電話、ソフトフォン (NTT東西加入電話、直収電話、CATV電話、0 ABJ-IP電話)	○	○	
		中継電話(市内、県内市外、県外、国 際)	○	×	2011年度から評価対象外
		050-IP電話	○	×	2013年度から評価対象外 資料編にデータ掲載
法人向け ネットワーク	WANサービス		○	○	
	専用サービス		○	×	2012年度から分析・評価 対象外

3-2 移動系通信市場

(1) 移動系通信事業の概況

- 3.3 2011年度の評価から、移動系通信市場をデータ通信と音声通信に区別することとしたことから、同市場の全体規模の指標として、従前より継続的にデータを取得してきた「携帯電話・PHSサービス」に着目してその契約数、売上高(収益)、事業者別シェア等を公表してきた。しかしながら、「携帯電話・PHSサービス」は、移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者の指定等に当たって想定している事業分野と必ずしも合致しておらず、また、BWAがLTE(3.9G)と同様の移動系超高速ブロードバンドサービスに位置づけられることにかんがみれば、見直しを要すると考えられる。
- 3.4 そこで、2013年度より移動系通信市場の全体規模を表す指標として、携帯電話・PHS・BWAの3サービスに関する契約数、売上高、事業者別シェア等を採用する。特に事業者別シェアの算定に当たり、従前から供給量を示す契約数のみを利用してきたが、携帯電話、PHS、BWAそれぞれの事業者のARPUの間に差異が見られることから、できる限り売上高ベースでのシェア算定も行うこととする。

【移動系電気通信市場の指標となるサービス】



（２）移動系データ通信市場の分析

- 3.5 2012年度の評価では、前年度に引き続き移動系データ通信市場の供給者側の基本データとして、市場の規模、事業者別シェア、市場集中度（HHI）等を取り上げたほか、新たに部分市場として設定した移動系超高速ブロードバンド市場についても同様の分析を行った。
- 3.6 2013年度の競争評価では、2012年度の供給側の基本データを継続して取得し、経年変化等周波数の保有状況を含めた分析を行う。特にMVNOに関しては、2012年度の戦略的評価の成果を踏まえ、適正な参入の機会が確保されているかという観点から、事業者間取引の状況のフォローアップを行う。また、周波数の保有状況については、同取引に関連する分析指標の一つとして取り扱う。
- 3.7 2012年度の需要側データとしては、従前からの料金の推移にととまらず、データ通信速度やデータ通信量、利用者満足度といったサービス品質に関するデータのほか、サービス変更コストに関する各種手数料、新規端末購入費、キャンペーン割引、SIMロック解除可能な端末の種類数等を分析対象として取り上げた。
- 3.8 2013年度の競争評価においても、それらのサービス品質とサービス変更コストに関連する需要側データの取得を継続する。特にサービス品質については、2012年度の競争評価の中で表示される最大通信速度（ベストエフォート）と実効速度との間に乖離が存在することが分かったが、LTE（3.9G）サービスのようにカバーエリア拡大のための基地局整備が進められていること等を考慮しつつ、サンプルデータの収集及び分析を行っていくこととする。

【移動系データ通信市場の分析指標】

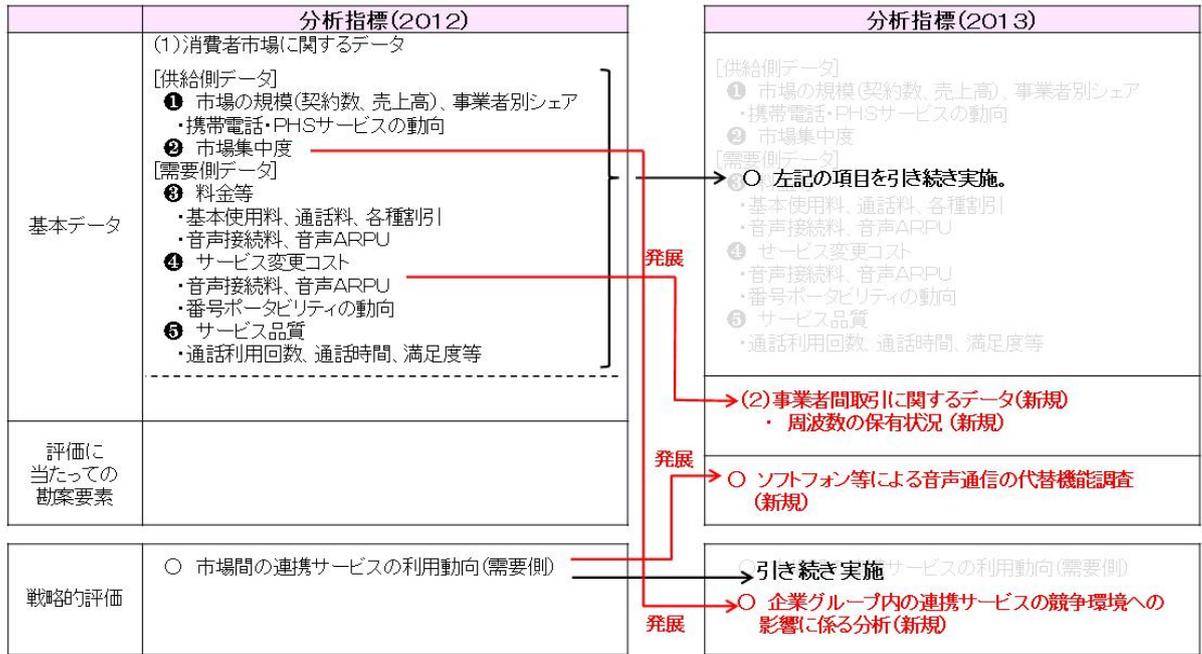
	分析指標(2012)	分析指標(2013)
基本データ	(1) 消費者市場に関するデータ [供給側データ] ① 市場の規模(契約数、売上高)、事業者別シェア ・携帯電話・PHSサービスの動向 ・データ通信専用サービスの動向 ・MVNOサービスの動向 ② 市場集中度 ・グループ別シェア、HHI [需要側データ] ③ 料金、データ通信量等 ④ サービス品質 ・データ通信速度、満足度等 ⑤ サービス変更コスト ・サービス変更コストの構成 ・キャンペーン、割引制度等 ・SIMロック解除の動向 ・番号ポータビリティの動向	[供給側データ] ① 市場の規模(契約数、売上高)、事業者別シェア ・携帯電話・PHSサービスの動向 ・データ通信専用サービスの動向 ・MVNOサービスの動向 ② 市場集中度 ○ 左記の項目を引き続き実施。 ③ 2013は、特に次の事項の分析に傾注。 ④ 1) 経年変化 ⑤ 2) 企業グループ単位での競争状況 ・サービス変更コストの構成 ・キャンペーン、割引制度等 ・SIMロック解除の動向 ・番号ポータビリティの動向
評価に当たったの勘案要素	○ 上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響	○ (2) 事業者間取引に関するデータ(新規) ・MVNOの事業環境 ・周波数の保有状況(新規) ○ 引き続き実施 ・上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響
戦略的評価	○ 市場間の連携サービスの利用動向(需要側) ○ 上位レイヤーで収集された個人情報に係る意識調査	○ 市場間の連携サービスの利用動向(需要側) ○ 企業グループ内の連携サービスの競争環境への影響に係る分析(新規) ○ 地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析(新規) ○ 引き続き実施 ・上位レイヤーで収集された個人情報に係る意識調査

(3) 移動系音声通信市場の分析

3.9 2012年度の評価における移動系音声通信市場の基本データとして、供給者側からは市場の規模、事業者別シェア、市場集中度(HHI)等を取り上げるとともに、需要側からは各種割引や接続料、番号ポータビリティを含む料金等、利用者満足度を含むサービス品質についての分析を行った。2013年度の競争評価では、それら競争評価2012中の供給側・需要側の基本データを原則的に継続して取得する。また、周波数の保有状況については、事業者間取引に関連する分析指標の一つとして取り扱う。

3.10 2012年度の評価の戦略的評価では、ソフトフォンの利用率の高まりについて、主に移動系端末を利用する者の寄与度が高い旨を言及した。移動系音声通信サービスは、移動系データ通信サービスや上位レイヤーのプラットフォーム事業者の提供するサービスなど、隣接領域の市場からの影響を受けて競争環境が変化していくと考えられる。その代表例であるソフトフォンを移動系音声通信市場の評価に当たったの勘案要素とするとともに、VoLTEを含む周辺市場から新たな類似サービスが開始された場合に分析に取り入れていく必要がある。

【移動系音声通信市場の分析指標】



3-3 固定系通信市場

(1) 固定系通信事業の概況

3.11 これまで競争評価においては、固定系通信事業について音声通信の固定電話市場とデータ通信の固定系ブロードバンド市場とに完全に分離し、統合したその全体規模の指標を示してこなかった。しかしながら、両市場のサービスを提供している主要な事業者が同じであること、第一種指定電気通信設備の範囲にはPSTNからNGN、ひかり電話網といった音声とデータの両通信網が含まれていること、さらに日本標準産業分類において「固定電気通信業」が一定の事業分野として認定されていること等を考慮し、固定系通信事業についての市場規模に関する情報をとりまとめることとする。

(2) 固定系ブロードバンド市場の分析

3.12 競争評価 2012 では、固定系ブロードバンド市場についての供給者側の基本データとして、市場の規模、事業者別シェア、市場集中度(HHI)等を取り扱った。また、需要側データとして、料金等にサービス品質とサービス変更コストを加えた。また、FTH市場を部分市場に設定して同様の分析をするとともに、FTHの設備競争と事業者間取引の状況を都道府県別に定量化した上で類型化を行った。

3.13 2013年度の競争評価では、2012年度で基本データとした分析指標の収集を原則として継続して収集する。また、移動系データ通信による固定系ブロードバンドの代替性調査を評価に当たっての勘案要素とする。さらに、FTH市場を引き続き部分市場とした上で、「NTT東西加入電話による固定系ブロードバンド市場へのレバレッジに関する分析」及び「固定系ブロードバンド市場における参入が進んでいないエリアの状況に関する分析」をFTH市場の評価に当たっての勘案要素とする。

- 3.14 2013 年度から固定系ブロードバンド市場における市場シェアが2位と3位の事業者が同一の企業グループとなること等を表明していることを踏まえ、個別事業者単位に加えてグループ単位での事業者別シェア等の分析を充実させるものとする。なお、今年度の戦略的評価の中で企業グループ内を含む連携サービスの状況を分析することとしており、その結果を必要に応じて反映させていく。
- 3.15 需要側データであるサービス品質については、表示される最大通信速度（ベストエフォート）と実効速度の間には乖離が存在することを踏まえ、引き続き注視することとする。今後は、調査対象の母集団、インターネット利用環境、サンプル数をはじめとした通信速度等の測定条件を、国際的な整合性と比較可能性に留意しつつ確立することで、できる限り分析の精緻化を図っていくことが重要である。

【固定系データ通信市場の分析指標】

	分析指標(2012)	分析指標(2013)
基本データ	(1)消費者市場に関するデータ [供給側データ] ① 市場の規模(契約数、売上高)、事業者別シェア ・固定系ブロードバンドサービスの動向 ・FTTH市場の動向(部分市場としての分析) ② 市場集中度 ・市場集中度の推移 ・東日本/西日本の競争状況 ③ 設備競争の状況 ・都道府県別のFTTH設置状況 ④ 事業者間取引の状況 ・NTT東西によるFTTHの貸出回線数、貸出率 [需要側データ] ⑤ 料金等 ・料金プラン、接続料 ⑥ サービス品質 ・通信速度(実効速度)、利用者満足度 ⑦ サービス変更コスト ・相役手数料、キャンペーン、その他	(1)消費者市場に関するデータ [供給側データ] ① 市場の規模(契約数、売上高)、事業者別シェア ・固定系ブロードバンドサービスの動向 ・FTTH市場の動向(部分市場としての分析) ② 市場集中度 ・市場集中度の推移 ・東日本/西日本の競争状況 ③ 設備競争の状況 ・都道府県別のFTTH設置状況 ④ 事業者間取引の状況 ・NTT東西によるFTTHの貸出回線数、貸出率 [需要側データ] ⑤ 料金等 ・料金プラン、接続料 ⑥ サービス品質 ・通信速度(実効速度)、利用者満足度 ⑦ サービス変更コスト ・相役手数料、キャンペーン、その他 (2)事業者間取引に関するデータ(新規) ・FTTH市場 ○ 移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性(新規)
評価に当たっての勘案要素	○ FTTHの参入が進んでいないエリアの状況 ○ NTT東西加入電話によるFTTHへのレバレッジ懸念	○ 移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性(新規)
戦略的評価	○ 市場間の連携サービスの利用動向(需要側) ○ 上位レイヤーで収集された個人情報に係る意識調査	○ 引き続き実施 携サービスの利用動向(需要側) ○ 企業グループ内の連携サービスの競争環境への影響に係る分析(新規) ○ 地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析(新規) ○ 引き続き実施 収集された個人情報に係る意識調査

(3) 固定電話市場の分析

- 3.16 2012 年度の評価では、固定電話市場についての供給者側の基本データとして、市場の規模、事業者別シェア、市場集中度（HHI）等を取り扱った。また、需要側データとして、料金、接続料、通話利用動向等を取り扱った。2013 年度の同市場に係る競争評価では、2012 年度に基本データとした分析指標の収集を原則として継続して収集する。
- 3.17 近年の固定電話市場の契約数は漸減が続いているが、これはNTT東西加入電

話、CATV電話及び直収電話の契約数の減少が、OABJ-IP電話の契約数の年率10%を上回る増加を吸収・相殺してきた結果である。音声通信の機能が固定電話から携帯電話やソフトフォンにとって代わられることにより、OABJ-IP電話の増加が鈍化すれば、固定電話市場の縮小が加速していく可能性があることから、携帯電話やソフトフォン等による固定電話の代替性調査を評価に当たっての勘案要素とする。

【固定系音声通信市場の分析指標】

	分析指標(2012)	分析指標(2013)
基本データ	(1)消費者市場に関するデータ [供給側データ] ① 市場の規模(契約数、売上高) ・固定電話市場の契約数、売上高(全国、東西別) ・増減率の推移 (NTT東西加入、OABJ-IP、CATV、直集別) ② 事業者別シェア、市場集中度 ・事業者別シェア、市場集中度の推移(全国、東西別) [需要側データ] ③ 料金等 ・料金(基本料、通話料、割引制度) ④ 接続料 ・NTT東西加入電話の料金構造、接続料の推移 ⑤ 固定電話の利用状況 ・1週間当たりの通話利用回数 ・1か月当たりの利用料 ・固定電話サービスの今後の変更意向 ・情報通信機器の保有状況 ・利用者満足度	(1)消費者市場に関するデータ [供給側データ] ① 市場の規模(契約数、売上高) ・固定電話市場の契約数、売上高(全国、東西別) ・増減率の推移 (NTT東西加入、OABJ-IP、CATV、直集別) ② 事業者別シェア、市場集中度 ・事業者別シェア、市場集中度の推移(全国、東西別) ○ 左記の項目を引き続き実施。 [需要側データ] ③ 料金等 ・料金(基本料、通話料、割引制度) ④ 接続料 ・NTT東西加入電話の料金構造、接続料の推移 ⑤ 固定電話の利用状況 ・1週間当たりの通話利用回数 ・1か月当たりの利用料 ・固定電話サービスの今後の変更意向 ・情報通信機器の保有状況 ・利用者満足度
評価に当たったの勘案要素		(2)事業者間取引に関するデータ(新規) ○ ソフトフォン等による音声通信の代替性調査(新規)
戦略的評価	○ 市場間の連携サービスの利用動向(需要側)	○ 引き続き実施 ○ 企業グループ内の連携サービスの競争環境への影響に係る分析(新規)

3-4 市場評価の基本構成

(1) 競争状況に関する分析の総括

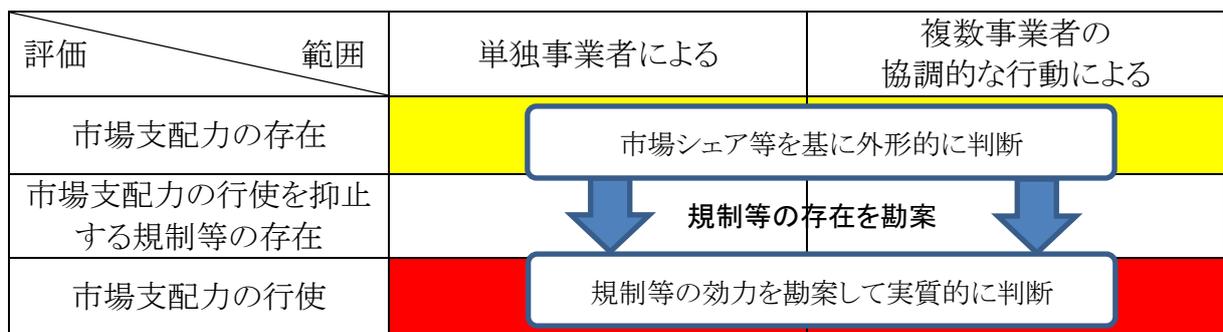
3.18 各市場の評価の本論に入る前に、定点的評価の分析結果の総括を行う。その中で供給側の基本データとして経時的に取り上げられる項目は、市場規模、事業者別シェア、市場集中度(HHI)等である。同様に需要側データについては、料金、サービス品質、サービス変更コスト等の経時的かつ分野横断的な変化の分析が行う。ただし、料金やサービスが多様性を増す中、需要側データの分析手法には多様なアプローチが考えられ、供給側データのように毎年度画一的な分析を継続して行うことが必ずしも市場の実態を適切に表すことにはならず、多様な側面からの分析が必要であることに留意することとする。

(2) 競争評価における市場支配力

3.19 電気通信市場における市場支配力の有無は、「単独」事業者による場合と複数事業者の「協調」による場合とに分けて判定する⁵。「単独」は、特定事業者がそのシェアや競争上の優位性から支配的地位を形成し、他事業者が競争的に行動するかどうかにかかわらず、単独で市場支配力を行使することができる市場支配力を意味する。それに対し、「協調」は、市場の寡占的状況の下で、主要事業者が協調的に行動して行使することができる市場支配力を指す。

3.20 市場支配力の考察は「存在」と「行使」の二段階に分けて行う。市場の成熟度、市場シェア、市場集中度（HHI）、事業者数、料金の推移等の諸条件を総合的に勘案し、市場支配力の「存在」が認められた場合、第二段階として市場支配力が実際に「行使」される懸念があるか否かを分析する。その際、市場構造等から判断して市場支配力が存在することが推定されるものの、市場支配力の行使を抑止・けん制する規制等によって、市場支配力が実際に行使されないケースがあることに留意する必要がある⁶。

【市場支配力の考察の段階】



(3) 継続して検討を要する事項

3.21 電気通信事業分野におけるサービス・料金の改定・更新や事業者の企業行動の変化の速度はめまぐるしく、競争評価の対象年度の末期に起きた出来事や年度内で完結しなかった事案等を分析結果や市場評価の中で盛り込めないことも生じうる。近時のトピックでいえば、急速に普及するLTE（3.9G）のサービス品質や、電気通信事業者の国内外の企業買収とそれに引き続く連結化などは、2012年度に開始ないし決定された事項でありながら、2012年度の評価では、時期尚早であるとして記述が見送られた内容である。

3.22 また、競争評価の対象年度の終了後から競争評価報告書が確定するまでの間に、翌年度の競争状況に影響する事業戦略やサービスが打ち出される場合もある。同

⁵ 例えば、「単独」による市場支配力については、抜きん出たシェアや競争上の優位性を有する特定の事業者が存在し、これに対抗する競争事業者に競争的対応を期待することが困難な市場環境において形成されやすいが、「協調」による市場支配力については、相互の行動の予測可能性が高く、協調的行動を行った方が有利な市場環境（具体的には、競争事業者の数が少なく、サービスが同質的であり、市場競争が激しくなく技術革新もおこりにくいような成熟した市場等）において形成されやすい。（総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2012.2）（以下「基本方針」という。）P54より。）

⁶ 基本方針 P51 参照

ーグループ内を含む連携サービスの活発化や、それに関連したMNOによる低料金プランの発売などが例に挙げられる。そうした重要な後発事象等について、競争評価 2012 では「今後の留意事項」の中で言及しており、2013 年度においても同様のアプローチをとることとする。

- 3.23 前記 2.1 及び 2.2 のとおり、2013 年度から開始されている競争政策の検証・見直しは、同年度内に完了するものではないが、必要に応じて当該検証・見直しの論点に対応した分析等を 2013 年度の競争評価の継続的な検討事項等に盛り込むこととする。

4. 情報の収集

4-1 需要者（利用者）側からの情報収集

（1）情報収集の方法

- 4.1 情報通信白書、通信利用動向調査等をはじめとした総務省が従来から実施している調査や、民間調査機関のデータを必要に応じて結果を活用するとともに、利用者に対するアンケート調査を実施する。
- 4.2 具体的には、例えば、コンジョイント分析（表明選好法）を用いて、仮想的な選択肢によるアンケート調査を、需要者（利用者）側に行うこと等が想定されるが、分析内容から設問数が膨大となるおそれがあるため、精査及び、近年分析に使用実績のない質問の削除等を併せて行い、回答率の向上を図る必要がある。
- 4.3 特に通信速度をはじめとしたサービス品質については、国際的な整合性や比較可能性に配慮しつつ、調査対象の母集団、インターネット利用環境、サンプル数をはじめとした情報収集の方法の精緻化を図っていくことが重要である。

（2）収集する情報

- 4.4 2012 年度の評価では、多様化・複雑化する電気通信サービス市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、市場の実相を適切に分析していくため、需要側の情報を拡充した。例えば、従前から取得してきた利用者向け通信サービスの料金等に加えて、サービス品質やサービス変更コストを分析の基本データとして取り扱った。
- 4.5 2013 年度においても、市場シェアや市場集中度（HHI）等の事業者を通じて得られる間接指標だけにとらわれず、競争評価 2012 に引き続いて多角的に市場分析をすることができるよう、携帯電話料金やサービス品質といった利用者に直接影響する供給側の情報を積極的に収集していくこととする。その際、料金低廉化とサービス多様化が図られているか、時系列分析、クロスセクション（分野横断）分析及び国際比較分析が可能であるかといった観点を考慮する。

(3) 情報の取扱い

- 4.6 需要者（利用者）側から収集する情報は、サービスや機能の需要の代替性を図る上で重要なデータである。したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、市場の競争状況の分析に活用するとともに、最終的な評価結果にも反映する。
- 4.7 集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

4-2 供給者（事業者）側からの情報収集

(1) 情報収集の方法

- 4.8 競争状況の分析を行うために必要な情報については、各事業者等の協力を得ながら情報収集を進めることを原則とする。収集方法については、分析を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリングを通じて各事業者等から情報を収集することとする。

(2) 収集する情報

- 4.9 収集する情報は、電気通信事業報告規則によって収集されるものを含め、最終利用者向けサービスに関する情報を原則としているが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、各事業者に対して提出を求める。また、各サービスに関する情報だけでなく、隣接市場との関係に関する情報についても、各事業者に対して必要に応じて情報の提出を求める。

(3) 情報の取扱い

- 4.10 競争評価を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等、透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

5. 実施スケジュール

- 5.1 本実施細目について意見招請の結果も踏まえて決定した後、2013年12月頃から情報収集活動を含めた具体的な分析・評価の作業を開始することとし、まずは、

利用者や事業者等へのアンケート調査を行う。

- 5.2 実施細目や評価結果（案）の意見招請等に際し、必要に応じて競争評価アドバイザーボードの開催や関係事業者への説明を実施することとするが、内容の詳細についてはその都度周知する。2014年7月を目途に本年度の評価結果（案）を公表し、意見招請を経て、同年9月を目途に確定することとする。想定されるスケジュールは下図のとおり。
- 5.3 なお、公正競争レビュー制度及び包括検証に必要なデータを提供するとともに、両者の結果を勘案しながら競争評価の評価結果をとりまとめるものとする。



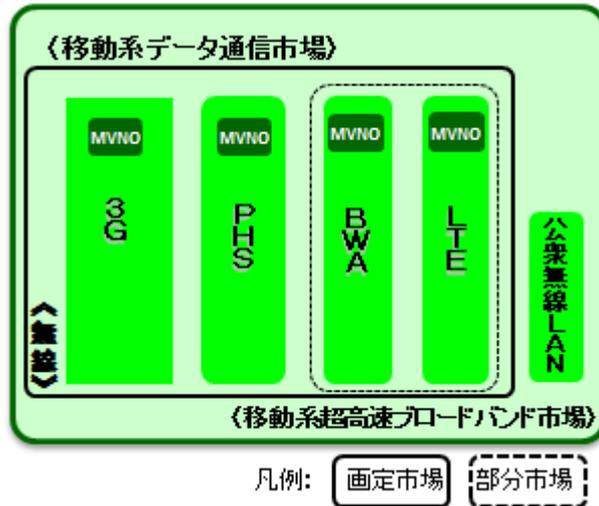
6. その他の参考事項

- 6.1 2013年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」の報告書のほか、それに関連した資料集として「競争評価データブック 2012」の公表を行った。
本件評価の検討に当たっての構成員の意見、論文を核として、2012年度の電気通信市場に関して、調査・収集を行い、分析・評価の基とした各種データ、アンケート概要、その他評価を巡るトピックとして重要な資料を掲載した
- 6.2 2013年度の競争評価においても、2014年9月に本報告書とデータブックの公表を同時に行う。なお、公表に先立つ意見公募手続については本報告書のみを対象とする。

移動系通信(データ通信、音声通話)の市場画定

図1 移動系通信(データ通信)

<サービス市場>



<地理的市場>

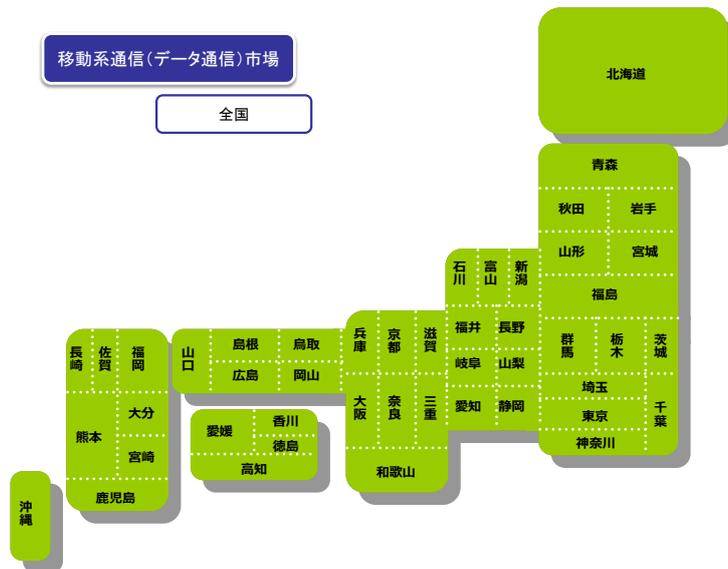
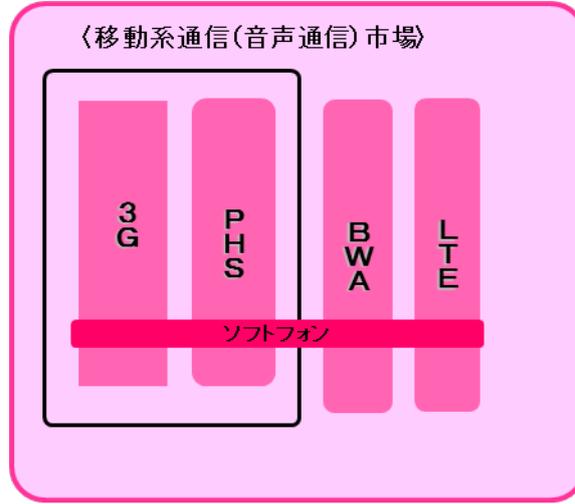
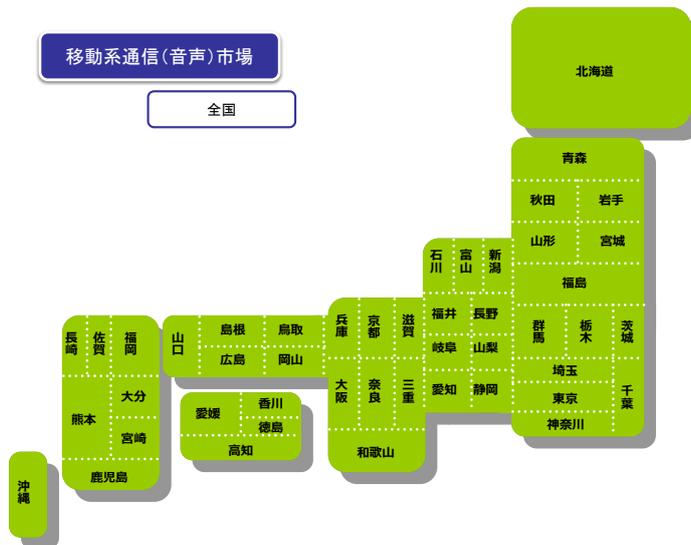


図2 移動系通信(音声通信)

<サービス市場>



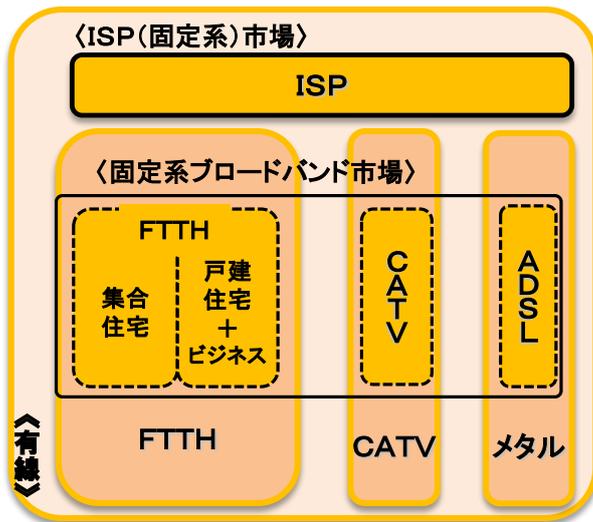
<地理的市場>



固定系通信(データ通信、音声通話)の市場画定

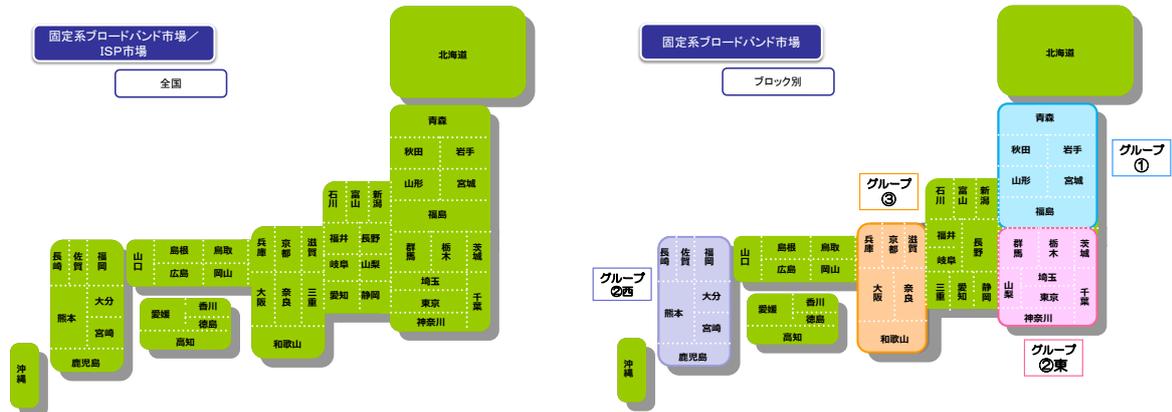
図3 固定通信(データ通信、ISP)

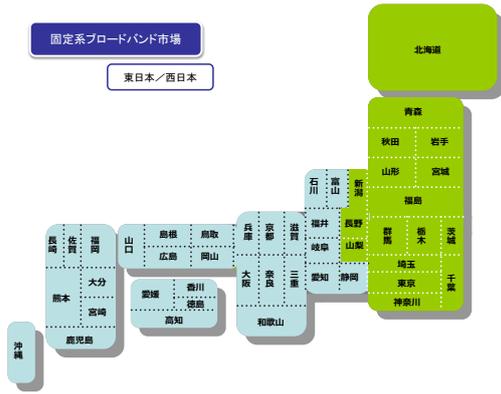
<サービス市場>



凡例: 画定市場 部分市場

<地理的市場>

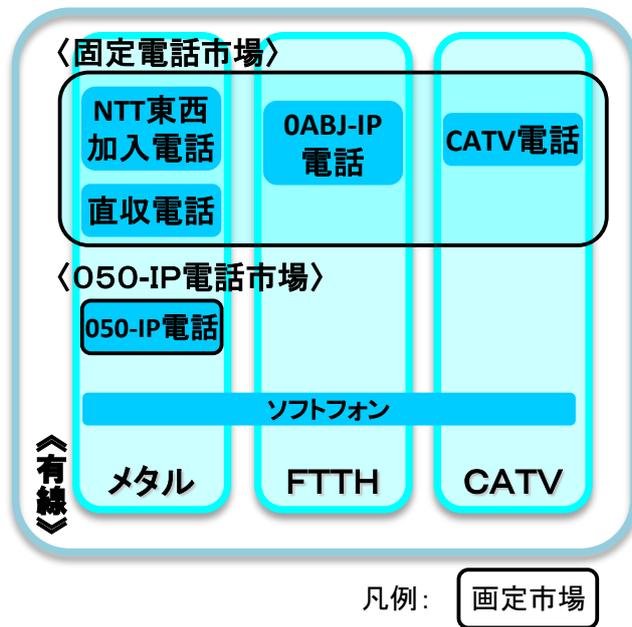




※ 固定系ブロードバンドについては、ブロック別（10ブロック：電力系事業者の業務地域）を行うと共に、2011年度に行った東西別の分析も併せて行う

図4 固定通信(音声通話)

<サービス市場>



<地理的市場>

